

# 令和4年度 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書提出要領 (建設工事及び測量・建設コンサルタント等)

平戸市財務部 企画財政課

- (1) 受付期間 **令和4年2月1日(火) から令和4年3月15日(火) まで(消印有効)**  
**午前9時から午後4時まで(土・日・祝日を除く)**  
※受任先の変更・新設の届け出、経営規模等評価結果通知書(更新分)については、令和4年4月15日(金)までに本市が受理した分を格付に反映します。それ以降に提出された分については、格付に反映されません。
- (2) 対 象 **建設工事及び測量・建設コンサルタント等**  
なお、工事を伴わない役務の提供(庁舎管理業務、漏水調査業務等)については、物品の指名願で取り扱っています。
- (3) 提出方法 **平戸市 企画財政課 契約管財班へ郵送又は持参**
  - ・ 受付期間中は窓口の混雑防止及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**平戸市外の業者の方は原則郵送での提出**にご協力をお願いします。
  - ・ 郵送される際は書類不備の連絡及び受理票の返送のため、返信用封筒(切手貼付)又はハガキを同封してください。
  - ・ 提出書類は、A4判(タテ)のフラットファイル等に**番号順**に綴じて提出してください。
  - ・ 申請書保管の都合上、**県内業者は紫色、県外業者は水色のファイル**で提出していただきますようご協力をお願いします。(委任される場合は、受任者の所在地により色分けしてください。)
  - ・ 申請書はボールペン等で作成してください。(鉛筆不可)
  - ・ 各種証明書の証明日は、提出日の**直近3ヶ月以内**のものを提出してください。
  - ・ 各書類の申請日には必ず「**提出日**」を記入してください。
- (4) 様 式 **平戸市指定様式**  
平戸市ホームページ参照  
「産業ビジネス」→「入札・契約」→「入札参加資格審査申請要項・様式」  
→「令和4年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請書提出要領(建設工事および測量・建設コンサルタント等)の受付)」
- (5) 有効期間 **令和4年6月1日～令和5年3月31日(10か月間)**  
※令和4年度の資格の有効期間は**10か月**となりますのでご注意ください。  
令和5年度の有効期間は4月から1年間を予定しており、申請時期も変更する予定です。詳細は4月以降にホームページにてお知らせします。

## 《 提出・問い合わせ先 》

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3  
平戸市役所 財務部企画財政課 契約管財班  
Tel 0950-22-9110  
Email keiyaku@city.hirado.lg.jp

## 【1】建設工事

### ＜ 提出資格 ＞

- (1) 建設業法第3条の規定による許可を受けている者及び同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けた者並びに現に建設業を営んでいる者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者（※注1）
- (3) 経営状態が健全であると認められる者（※注2）
- (4) 市税等を滞納していない者

#### ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1-1）

経営規模等評価結果通知書と希望業種が違う場合は、希望する業種の「希望」欄に「○」を付してください。

#### ② 経営規模等評価結果通知書の写し

審査基準日が最新のものを提出してください。また、提出後に通知書の更新があった場合は、令和4年4月15日（金）までに本市が受理した分を格付に反映します。令和4年4月15日以降の提出は不要です。また、社会保険等加入状況を通知書により確認します。確認できない場合は別途確認できる書類を提出してください。（※注3）

#### ③ 建設業許可証明書又は通知書の写し

通知書については有効期限の切れていないものを提出してください。なお、更新中の場合は更新前のものの余白に「更新中」と朱記したものと及び建設業許可申請書の写しを提出し、更新後の通知が届き次第速やかに提出してください。

#### ④ 登記事項証明書の写し

法人の場合は登記の履歴事項全部証明書を提出してください。なお、個人業者の方は、本籍地の市町村が発行する事業主の身分（元）証明書を提出してください。

#### ⑤ 営業所一覧表（様式1-2、任意様式可）

営業所の許可の状況等を記入し提出してください。なお、営業所がない場合も「無し」と記入の上必ず提出してください。

#### ⑥ 委任状（様式4、任意様式可）

本社以外（支店等）に契約権等を委任する場合に提出してください。（委任期間 R4. 6. 1～R5. 3. 31）  
※委任者及び受任者の記載誤りのないようご注意ください。

#### ⑦ 使用印鑑届（様式5、任意様式可）

使用印欄には契約等に使用する印鑑を押印してください。本社以外（支店等）に契約権等を委任している場合は委任先の印鑑を押印してください。

#### ⑧ 工事経歴書（様式1-3、任意様式可）

過去2年分（平成31年4月1日～令和3年3月31日）を提出してください。また、その後提出日現在までに完成している実績があれば参考資料として提出してください。

#### ⑨ 技術者経歴書（様式1-4、任意様式可）

本社以外（支店等）に契約権等を委任している場合、会社全体と委任先（支店等）の分をそれぞれ提出してください。なお、会社全体の分で営業所ごとに記載されているものの提出でも結構ですが、マーカー等で委任先技術者が分かるようにしてください。

## ⑩ 労働保険料納入証明書の写し

労働局又は労働基準監督署の発行する令和3年度の納入証明書を提出してください。

## ⑪ 納税証明書（未納・滞納のないことの証明書）の写し

- [1] **国 税**：税務署長発行の様式（**未納税額のない証明書**）  
個人の場合・・・様式その3の2（申告所得税、消費税及び地方消費税）  
法人の場合・・・様式その3の3（法人税、消費税及び地方消費税）
- [2] **市町村税**：市町村長発行の様式（**市町村税を滞納していない旨の証明書**）  
・各税目（法人市民税等）の通常（単年）の納税証明書は原則不可。  
・本社以外（支店等）に契約権等を委任している場合は、その支店等の所在地の市町村税を滞納していない旨の証明書を提出してください。※委任していない場合も証明書は必要です。

## ⑫ 所有機械一覧表（様式1-5）【※アスファルト舗装工事の指名を希望する業者のみ。】

## ⑬ 誓約書（様式6）

## ⑭ 役員一覧表（様式7、任意様式可）

## ⑮ 系列会社についての届出書（建設工事用）【※長崎県内のみ】

長崎県内の本店又は支店、営業所等での参加資格登録申請をされる場合は、『平戸市発注の建設工事及び測量・建設コンサルタント等における系列会社の同一入札への参加制限について』を参照のうえ、作成してください。なお、系列会社がない場合も必ず提出願います。

### （※注1）地方自治法施行令第167条の4

1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### （※注2）経営状態が健全であると認められる者

会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始の決定後、経営事項審査を受けたもののうち更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定したものを除く。）。

### （※注3）

法令に違反して社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない建設業者については、有資格者名簿に登録しない等の措置を講じる場合がありますのでご注意ください。

※経営規模等評価結果通知書で確認できない場合は、別途確認できる書類の提出が必要となります。

## 【2】測量・建設コンサルタント等

### ＜ 提出資格 ＞

- (1) 建設工事にかかる測量、建設コンサルタント業務等について、営業に関し法律上必要とする資格を有する者及び現に営業を営んでいる者
- (2) 【1】建設工事の提出資格の(2)から(4)と同じ。
- (3) 「測量」、「建築一般」及び「不動産鑑定」の業務について委任営業所を定めて申請する場合、委任営業所が「業態調書の記載要領」の条件を満たしていなければ、委任営業所での登録はできない。

① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式2-1）

② 業態調書（様式3）

③ 登録証明書又は登録通知書の写し

各種法令に基づく登録を受けている事業の登録証明書等を提出してください。なお、耐震診断にかかわる講習会等の認定・修了証書等の写しも同様に提出してください。

④ 登記事項証明書の写し 【建設工事】の④と同じ。

⑤ 営業所一覧表（様式2-2） 【建設工事】の⑤と同じ。

⑥ 委任状（様式4） 【建設工事】の⑥と同じ。

⑦ 使用印鑑届（様式5、任意様式可） 【建設工事】の⑦と同じ。

⑧ 測量等実績調書（様式2-3、任意様式可）

過去2年分（平成31年4月1日～令和3年3月31日）を提出してください。また、その後提出日現在までに完成している実績があれば参考資料として提出してください。

⑨ 技術者経歴書（様式2-4、任意様式可）

委任先に技術者がいない場合は、「技術者なし」と記載し、提出してください。

⑩ 労働保険料納入証明書の写し 【建設工事】の⑩と同じ。

⑪ 納税証明書（未納・滞納のないことの証明書）の写し 【建設工事】の⑪と同じ。

⑫ 誓約書（様式6）

⑬ 役員一覧表（様式7、任意様式可）

⑭ 系列会社についての届出書（測量・建設コンサルタント用）【※長崎県内のみ】

長崎県内の本店又は支店、営業所等での参加資格登録申請をされる場合は、『平戸市発注の建設工事及び測量・建設コンサルタント等における系列会社の同一入札への参加制限について』を参照のうえ、作成してください。なお、系列会社がない場合も必ず提出願います。

### 【3】変更届について

#### ① 建設工事及び測量・建設コンサルタント等共通

申請後に内容に変更が生じた場合は、様式8の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届により届出をお願いします。なお、変更届にかかる提出書類は、下記一覧を参考にしてください。

(変更内容)	提出書類			
	変更届	登記事項証明書(写)	委任状	使用印鑑届
(使用様式等)	【様式8】	【法務局発行】	【様式4】	【様式5】
社名	○	○	○	
本社住所	○	○		
代表者	○	○	○	
代表者印	○			○
支店等住所	○			
受任者	○		○	
受任者印	○			○
TEL・FAX番号	○			
系列会社についての変更	「系列会社についての届出書」を提出			

※ 住所変更の際に、郵便番号、TEL、FAXの変更が伴う場合は、変更届に必ず記入してください。

※ 郵送の場合で受理票が必要な場合は、返信用封筒又はハガキを同封してください。

※ 建設業法による国土交通大臣又は知事への建設業許可変更届書を提出した者はその写しを添付してください。

#### ② 測量・建設コンサルタント等のみ

市内及び準市内の測量・建設コンサルタント等については、下記の事項に限り、随時受付を行います。提出書類は、下記一覧を参考にしてください。

【市内業者】 希望業種追加、登録業種追加、有資格者追加、新規業者登録(※1)

【準市内業者】 希望業種追加、登録業種追加、有資格者追加、市内事業所登録

※1 新規業者登録については、営業年数が1年以上経過した業者であること。

(変更内容)	提出書類					
	申請書一式 (添付書類一式)	変更届	技術者 経歴書	業態調査書	登録所管官庁等の 登録証明書又は登録 通知書の写し	法令等による 資格等の写し
(使用様式等)	【様式2-1～様式7】	【様式8】	【様式2-4】	【様式3】		
希望業種追加		○	○	○		○
登録業種追加		○	○	○	○	○
有資格者追加		○	○			
新規業者登録	○					
市内事業所登録	○					
系列会社についての変更	「系列会社についての届出書」を提出					

なお、追加した項目の入札参加資格有効期間は、原則、指名審査委員会の審査・承認後の翌月1日から令和5年3月31日までとなります。